

組合員種別変更・番号変更関係提出書類一覧表 (○印→必ず提出 △印→該当者のみ提出 ×印→提出不要)

提出書類区分	①短期組合員から一般組合員 ※組合員番号変更がある場合、併せて記載	②一般組合員から短期組合員 ※報酬等自動計算システム対象職員で所属所変更がある場合、併せて記載 ※組合員番号変更がある場合、併せて記載	③組合員番号変更 ※組合員種別変更がある場合、併せて記載
1 組合員等記載事項変更申告書	○	○	○
2 年金加入期間等報告書	○	×	×
3 辞令等、勤務時間・任期等が記載された採用に係る正式な書類の写し	○	○	○
4 職員調書 (会計年度任用職員のみ)	○	×	×
5 国民年金第3号被保険者関係届 (注1)	△	△	×
6 資格確認書 (交付を受けていた場合のみ)	×	×	○

(注1) 組合員種別が変更になったときに20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合、提出が必要です。

※ 「2 年金加入期間等報告書」の問い合わせ先は、024-521-7803 (長期給付担当) です。

所属所 (所属コード) 変更関係提出書類一覧表 (○印→必ず提出 △印→該当者のみ提出 ×印→提出不要)

提出書類区分	① (旧所属) 一般組合員 ⇒ (新所属) 一般組合員	② (旧所属) 短期組合員 ⇒ (新所属) 一般組合員	③ (旧所属) 一般組合員 ⇒ (新所属) 短期組合員 (※) ※報酬等自動計算システム対象職員 (注1)	④ (旧所属) 短期組合員 ⇒ (新所属) 短期組合員 (※) ※報酬等自動計算システム対象職員 (注1)
1 組合員等記載事項変更申告書	×	×	○ (注2) 「組合員種別変更」に係る記載事項変更申告書に併せて記載	○ (注2)

(注1) 報酬等自動計算システム対象職員とは、パートタイム会計年度任用職員のこと。

給与システム対象職員 (臨時的任用職員、パートタイム任期付職員、フルタイム会計年度任用職員) は所属所 (所属コード) 変更の報告は不要。

(注2) 所属所の統廃合に伴い所属コードが変更になる場合も必要。

※ 公立大学法人は、上記に関わらず、所属コードの変更があった場合には記載事項変更申告書が必要。